

京都市告示第 296 号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、次の里道の一部を廃止します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年12月13日

京都市長 榎本頼兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	嵐山里0009号	西京区嵐山谷ケ辻子町12番地の26地先 同町12番地の27地先	

(建設局道路部道路明示課)